

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

昭和62年2月に農業者年金に加入したことにより、定額の国民年金保険料とともに、付加保険料の納付が強制になることは知っていた。

年金記録では申立期間の付加保険料は未納となっているが、金融機関の窓口で納付していたので、申立期間の付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除き、農業者年金に加入した昭和62年2月から納付している付加保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、農業者年金に加入した場合、付加保険料の納付が強制になることは知っていたので、付加保険料を納付していたと主張しているところ、独立行政法人A基金の回答及びオンライン記録から、申立期間における農業者年金の保険料は納付されている上、国民年金の定額保険料は納付されていることが確認できる。

さらに、B町では、付加保険料の納付書の作成について、「遡って付加年金の申出があった場合は、その分の納付書だけは別に作成していた。」と回答しているところ、同町の国民年金被保険者名簿兼検認カードから、申立人は、申立期間の直前である昭和62年2月及び同年3月の付加保険料を翌年度である63年1月29日に納付していることが確認できることから、納付意識の高い申立人が申立期間の付加保険料のみを未納のままにするとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成5年11月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月1日から同年10月1日まで  
② 平成5年10月29日から同年11月1日まで

平成5年8月21日から同年10月31日まで、A株式会社のB丸でC担当として働いており同年11月1日から同社の陸上勤務に異動となった。

平成5年8月分から同年10月分までの給与からは、毎月同じ額の厚生年金保険料が控除されていたが、ねんきん定期便の記録では同年8月の標準報酬月額は36万円となっているのに、同年9月の標準報酬月額は17万円となっているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

また、平成5年10月分の給与からも厚生年金保険料が控除されているのに、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年10月29日とされており、同年10月が被保険者期間となっていないのはおかしいので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人提出の給与明細書によると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、平成5年9月分の給与明細書で確認できる給与支給総額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人は平成5年8月21日にA株式会社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月29日に資格喪失した後、同年11月1日に再度、同社で資格取得している記録となっており、当該期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、当該事業所からは、「申立期間当時の給料台帳や厚生年金保険等の届出書類は保管していないが、申立人は平成5年10月末まで船員の扱いだった。」との回答を得ており、同社提出の乗組員台帳には、申立人の雇止日は同年10月31日と記載され、官庁公認印欄に同年11月4日付けのD運輸局E支局の公認印が押されていることが確認できることから、申立人は申立期間②において船員として継続して勤務（平成5年11月1日に船員から陸上従業員へ異動）していたことが認められる。

また、申立人が提出した平成5年10月分給与明細書により、厚生年金保険料の控除が確認できることから、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められるが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であること

から、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、前述の給与明細書で確認できる給与支給総額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は無いとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の＜申立期間＞（別添一覧表参照）の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を＜申立期間＞（別添一覧表参照）は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞別添一覧表参照

年金の記録を確認すると、支給された賞与に基づく、標準賞与額の記載が漏れていた。

会社も届出が漏れていたことを確認し、平成22年5月12日に賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出のあった給与賞与支払明細書等から、申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、給与賞与支払明細書等において確認できる保険料控除額又は賞与額から、＜申立期間＞（別添一覧表参照）は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、＜申立期間＞（別添一覧表参照）の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 6 件（別添一覧表参照）

## 旭川国民年金 事案547

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

前回の申立ては、年金記録確認旭川地方第三者委員会での口頭意見陳述後に取下げたが、母親の国民年金手帳が見つかったので、再度申立てを行う。

私の申立期間の国民年金保険料は、妻が、A村の集金人に、私と妻と母親の3人分を2か月ごとに1,300円を納付しており、母親の国民年金手帳には、昭和42年度からの納付記録があることから、母親や妻と同様に、私の保険料も納付されていたはずである。

年金記録の管理が不適切であったので、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、A村の集金人に、申立人、その妻及び申立人の母親の3人分の国民年金保険料を2か月ごとに1,300円納付していたと主張しており、申立期間の保険料を納付したことを示す資料として、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする母親の国民年金手帳を提出しているところ、同手帳には、申立期間である昭和42年度国民年金印紙検認記録欄に保険料を納付したことを示す日付印の記載が確認できる。

しかしながら、申立人の母親の国民年金手帳に記載された申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す日付印は、昭和43年9月11日付けとなっており、母親の保険料は過年度保険料として納付されていることが確認できることから、現年度保険料のみ収納できたA村では、申立人の主張する納付方法により申立期間の保険料を収納したとは考え難い。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号の払出時期は、直前の任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和44年2月頃と推認できる上、妻の

国民年金被保険者台帳から、申立期間を含む42年4月から43年8月までの国民年金保険料は、過年度納付をしたことを示す「**現**」の記載が確認でき、当該期間の妻の保険料は過年度納付されたと考えられる。

さらに、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 旭川国民年金 事案548

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から54年3月まで

私の国民年金への加入手続は、父親が行ったと思うが、死亡しているため詳しいことはわからない。

申立期間の国民年金保険料は、父親が、納付書で両親の分と私の分を一緒に、郵便局やA銀行で納めてくれていたと聞いている。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和54年4月20日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間のほとんどの期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、時効に該当しない期間は過年度保険料として納付することはできたものの、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は、既に亡くなっており、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 旭川国民年金 事案549

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から55年1月まで

昭和51年1月頃に、職場の同僚と一緒に、A区役所で国民年金の加入手続を行い、同僚と一緒に国民年金保険料と国民健康保険料を納付していた。

その後、昭和53年3月に職場がB県C市に移転したため、同年4月からは、同市の信用金庫で、同僚と一緒に国民年金保険料を納付していた。

申立期間当時の給料は1万8,000円くらいで、その中から、国民年金保険料として月額5,000円前後を毎月納付していた記憶があるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月頃に、職場の同僚と一緒に、A区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の20歳到達者及び任意加入被保険者の資格取得年月日から、D社会保険事務所（当時）において、62年1月から同年4月までの間に払い出されていると推認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人が一緒に国民年金の加入手続を行ったとする同僚は、「申立人と一緒に国民年金の加入手続を行った記憶は無いし、生年月日も違うので国民年金の加入手続は一緒ではなかったと思う。」と回答している上、同僚の国民年金手帳記号番号の前後30人を確認したものの、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料として月額5,000円前後

を毎月納付していたと主張しているが、当時の保険料の納期は、3か月ごとの年4回であった上、申立人の主張する保険料月額と実際の保険料月額とは大きく異なっている。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 59 年 9 月 1 日まで

A株式会社と一緒に働かないかと誘われたため、私を含めて4人が、昭和57年4月から勤務することとなり、私は、59年8月頃まで勤務した。

毎年、4月から12月頃までは忙しく働き、12月頃から翌年の3月頃までは仕事があったときだけ働くという季節的な働き方をしていた。

昭和57年6月から同年8月ぐらいの間に仕事中に事故に遭ったため、入院していた医療機関へ給与明細書を送ってもらっていた。

給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録(昭和57年5月17日取得から同年8月22日離職まで)及び複数の同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、季節労務者としてA株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A株式会社で申立期間当時に勤務していた事務職員等の二人からは、「季節労務者は厚生年金保険に加入させておらず、日雇労働者健康保険に加入させていたと思う。」旨の回答を得ている上、別の同僚からは、正社員は10人程度おり、季節労務者は20人程度いたとの回答を得ているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間における厚生年金保険の被保険者数は最少で6人、最多でも12人であることから、申立期間当時、同社では、季節労務者全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間中の昭和57年6月から同年8月頃、仕事中に事故に遭ったと主張しているが、B労働基準監督署及び申立人が入院していたと

主張する医療機関からは、資料の保管期間が経過しているため、当時の労働災害の保険給付の記録は確認できないとの回答があり、申立人のA株式会社での勤務期間を確認することができない。

さらに、A株式会社は、平成20年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができず、健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月18日から32年4月1日まで  
A株式会社には昭和31年11月18日から勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は32年4月1日からとなっている。  
申立期間中にケガをして健康保険証を使用した記憶があり加入していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、勤務開始時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、同僚3人は試用期間があったと回答しており、このうち二人は、「試用期間は2、3か月あった。」としていることから、申立期間当時、A株式会社では、従業員について、勤務開始当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったものと考えられる。

また、前述の3人のうち一人は、「試用期間において、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答しており、ほかの二人からも厚生年金保険に未加入となっている期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

さらに、A株式会社は、「当時、事務手続等をしていた者は全員亡くなっており、当時のことは不明。」と回答しているが、社会保険事務所（当時）の受付印が確認できる健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（写し）を提出しており、当該届出書に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和32年4月1日）は健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日と一致していることから、同社は社会保険事務所の記録どおりの届出を行って

いたものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間中にケガをして健康保険証を使用した記憶があると主張しているが、申立人が記憶している病院の所在地には現在、病院は無いことから照会できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案590

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月7日から10年3月1日まで

国（厚生労働省）の記録では、A株式会社（現在は、B株式会社）で働いていた期間の厚生年金保険の標準報酬月額は15万円となっているが、実際には22万5,000円の給与をもらっていた。残業は無かったので、22万5,000円に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録において、A株式会社を離職後（平成9年12月20日）の離職時賃金日額は8,333円と確認できることから、申立人の申立期間当時の給与総額は月額25万円程度であったことがうかがえる。

しかしながら、申立期間当時の総務担当者（現在の代表取締役）は、「男性社員の給与には能率給などが含まれていたため、総額が20万円以上になっている者もいたが、標準報酬月額は一律15万円で社会保険事務所（当時）に届け出ており、厚生年金保険料については、標準報酬月額15万円に見合う額を控除していた。」と証言しているところ、オンライン記録において、申立期間当時、A株式会社で厚生年金保険に加入している男性被保険者の標準報酬月額は、当時の代表取締役を含め全員が申立人と同額（15万円）になっていることが確認できる。

また、申立人提出の平成9年分の所得税の確定申告書控えには、厚生年金保険料額の記載はあるものの、その額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の1か月分にも満たない金額となっていることから、A株式会社において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたものとは考え難い。

さらに、B株式会社の現在の代表取締役からは、「当時の資料等は残っていない。」との回答を得ており、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。